

東京都公報

発行 東京都

目次

規則

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）…一
- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局高齢社会対策部施設支援課）…二

告示

- 公共測量の終了（五件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）…二
- 建築基準法による道路の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…三
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………（同）…四
- 建築基準法による一定の一団地の区域……………（同）…五
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…五
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…六
- 平成三十年度クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……………（福祉保健局健康安全全部健康安全課）…七
- 知事指定薬物の指定……………（福祉保健局健康安全全部薬務課）…八

告示（選）

- 平成十七年東京都選挙管理委員会告示第三百三十七号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………八
- 平成十八年東京都選挙管理委員会告示第七十七号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………八
- 平成十九年東京都選挙管理委員会告示第七十四号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………八
- 平成二十年東京都選挙管理委員会告示第九十八号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………八
- 平成二十一年東京都選挙管理委員会告示第四百十九号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………九
- 平成二十二年東京都選挙管理委員会告示第二百二十八号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………九

規則

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年八月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百一十一号

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（平成二十四年東京都規則第百四十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

10 条例附則第十四項に規定する規則で定めるその他の病床は、医療法第七条第二項に規定する療養病床若しくは一般病床又は老人性認知症疾患療養病床（健康保険法等一部改正法附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病床をいう。）の病床とする。

平成三十年八月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日

小金井市緑町二丁目二千三百五十番五、平成三十年七月
同番十三及び同番二十二 二十七日

●東京都告示第千四百四十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条

第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年八月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

小金井市緑町二丁目二千三百五十番 平成三十年七月
五及び同番二十二 二十七日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花
小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第千四百四十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年八月二十二日

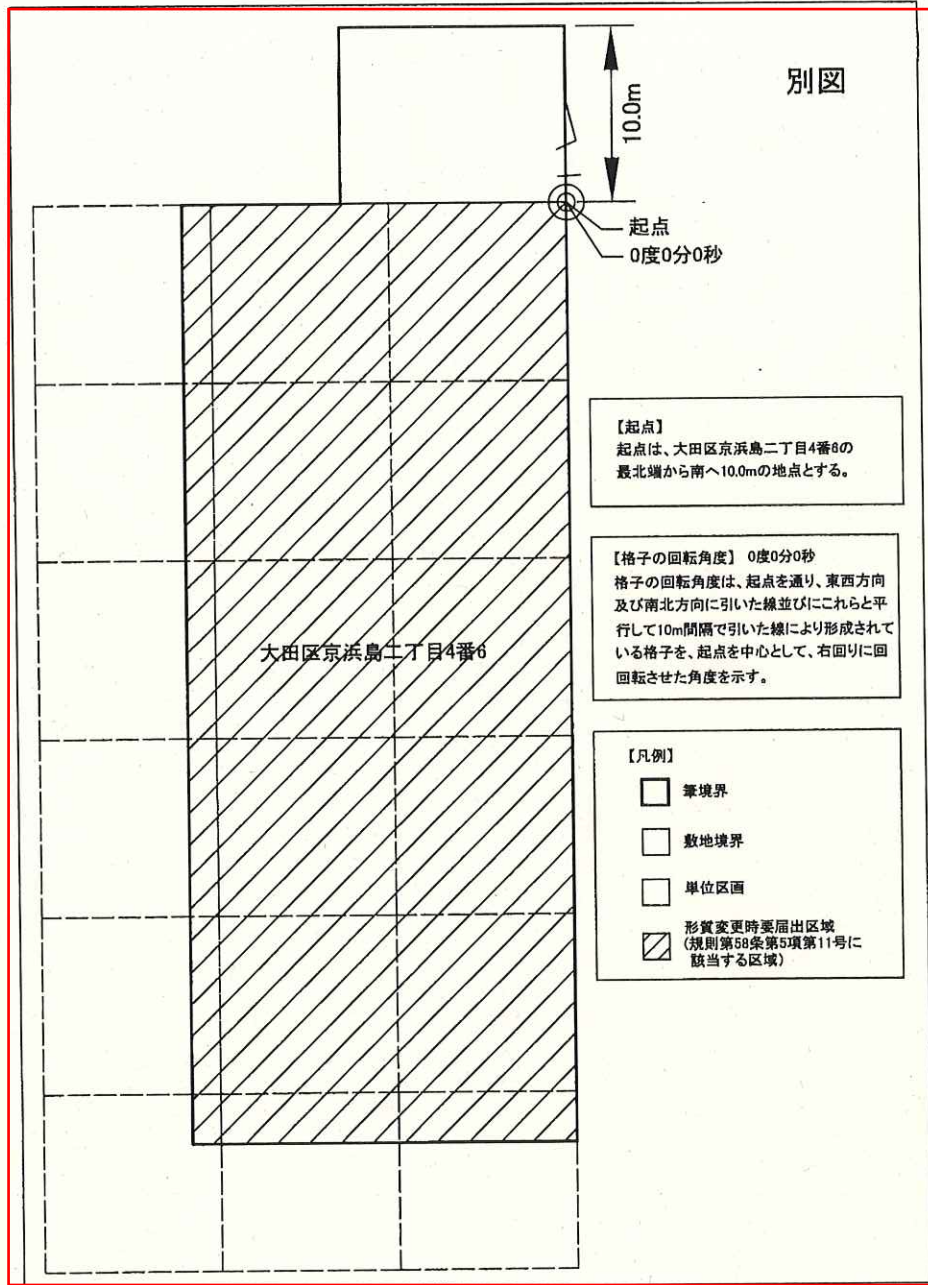
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区京浜島二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八條第五項第十一号に該当する。



●東京都告示第千四百四十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第八百四十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年八月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(立川市泉町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去